

# 個 別 受 入 基 準 (橋処分場)

(別表2)

廃棄物の種類		受入基準	受入基準の運用
一般廃棄物	燃え殻	・ 可燃ごみの焼却残灰で熱しゃく減量15%以下のもの	・ 乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること
	不燃ごみ	・ 破碎されたもので最大径30cm以下のもの若しくは圧縮されたもので最大径50cm以下のもの ・ 中空の状態でないもの	・ 可燃物は焼却すること ・ 腐敗性のものが付着していないこと
産業	廃プラスチック類	・ 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないように工夫したもの	・ 飛散防止対策等の処置を講じたもの
	金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね30cm以下のもの	・ 著しい異物が付着していないこと
廃棄物	がれき類	同 上	・ 木くずその他ごみ等を含まないこと
	ばいじん	・ 飛散防止の処置を講じたもの	・ 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じていること
	無機性汚泥	・ 含水率85%以下、かつ、ノルマルヘキサン抽出物質量5%以下のもの	・ 水に浸漬した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと ・ 著しい臭気がないこと
物	燃え殻(紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、動植物性残渣、廃油、有機性汚泥等を焼却したもの)	・ 熱しゃく減量15%以下のもの	・ 乾燥状態のものは加湿を行ない、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること ・ 著しい飛散性、臭気がないこと ・ 水に浸漬した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと
	廃石膏ボード	・ 廃石膏ボードリサイクル事業所から排出される残渣に限る ・ 最大径が概ね30cm以下のもの ・ 水面に浮遊しないよう工夫したもの	・ 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと ・ 著しい異物が付着しないこと
陸上建設残土		・ 主に公共事業から発生する陸上建設残土	・ 水分を多量に含まないものであること ・ 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと ・ 流動性のあるもの及びシルト分、粘土分を多量に含まないものであること ・ 樹木の根等異物が概ね除去されていること
港湾浚渫土砂		・ 橋湾、中島湾、富岡港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの	・ 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと ・ 水分を多量に含まない物であること